平成２３年（フ）第２１８号
神戸市長田区若松町11丁目２番９号
債務者　水鳥　雄介
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８号
神戸市東灘区魚崎南町８丁目２番21号　コモドカーサ魚崎203号
債務者　森　めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
兵庫県伊丹市堀池４丁目６番１―13号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目３番20―308号
債務者　河本　和子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５４号
愛媛県松山市山越６丁目４番４号　二宮マンション401号
債務者　金山　英雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
愛媛県東温市北方3213番地１　茶堂団地８号
債務者　佐伯　真実
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3876番地４
債務者　渡邊　福子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１１０３号
熊本県上益城郡益城町大字宮園523番地９
債務者　松岡　昌生
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３号
熊本市八分字町307番地３
債務者　汐見　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８号
宮崎市清武町船引320番地　Ｋコーポ103号、前住所宮崎市清武町今泉甲3619番地　市営住宅一沓掛団地11号
債務者　黒木　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８号
宮崎市月見ケ丘２丁目41番16号　岡急ハイツ202号、前住所宮崎県西都市大字三納3203番地１
債務者　圖子　道雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３２号
秋田県男鹿市払戸字渡部44番地１
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６号
石川県小松市荒屋町丁70番地８
債務者　大田　　明
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２８号
石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ40番地の４
債務者　西出加代子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県飯田市羽場町１丁目４番地１　サンハイツ２Ｄ号
債務者　内田みち子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第８９３号
高知県土佐市宇佐町宇佐1958番地５
債務者　小島　富代
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７８号
高知県長岡郡大豊町川口192番地１
債務者　徳弘　哲郎
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９２号
高知市前里183番地
債務者　村中　清美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１５号
大分市都町４丁目３番22号　都町ビル305
債務者　本田　光晴
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係